

## 令和5年第2回神津島村議会臨時会会議録目次

招集告示.....

応招・不応招議員.....

### 第 1 号 (5月8日)

議事日程.....

出席議員.....

欠席議員.....

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....

事務局職員出席者.....

開会及び開議の宣告.....

仮議席の指定について.....

議長の選挙.....

選挙の結果.....

副議長の選挙.....

選挙の結果.....

議席の指定について.....

会議録署名議員の指名について.....

会期の決定について.....

常任委員会委員の選任について.....

議会運営委員会委員の選任について.....

同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....

承認第3号の上程、説明、質疑、採決.....

議案第27号の上程、説明、質疑、採決.....

村長挨拶.....

閉議及び閉会の宣告.....

署名議員.....

議案等審議結果一覧.....

令和 5 年神津島村議会第 2 回臨時会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 5 年 5 月 1 日

神津島村長 前 田 弘

記

- 1 日 時 令和 5 年 5 月 8 日 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 神津島村役場 2 階会議室
- 3 議 件
  - 1 同意第 3 号 監査委員の選任について
  - 2 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(神津島村税条例の一部を改正する条例)
  - 3 議案第 2 7 号 令和 5 年度東京都神津島村一般会計補正予算 (第 1 号)

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	小林正吾郎君	2番	清水勝彦君
3番	清水勉君	4番	鈴木佑典君
5番	関真樹君	6番	中村親夫君
7番	鈴木国忠君	8番	石田隆美智君

不応招議員（なし）

令和5年第2回神津島村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年5月8日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 仮議席の指定について  
第 2 議長の選挙  
第 3 副議長の選挙  
第 4 議席の指定について  
第 5 会議録署名議員の指名について  
第 6 会期の決定について  
第 7 常任委員会委員の選任について  
第 8 議会運営委員会委員の選任について  
第 9 同意第 3号 監査委員の選任について  
第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
（神津島村税条例の一部を改正する条例）  
第11 議案第27号 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第1号）

---

出席議員（8名）

1番	小林正吾郎君	2番	清水勝彦君
3番	清水勉君	4番	鈴木佑典君
5番	関真樹君	6番	中村親夫君
7番	鈴木国忠君	8番	石田隆美智君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	前田弘君	副村長	桜井隆明君
教育長	清水一正君	総務課長	鈴木敦君

企画財政課長	高橋寛規君	福祉課長	小川徳柁君
保健医療課長	鈴木龍也君	建設課長	浜川浩一君
産業観光課長	渡辺匡哉君	教育課長	氏井重和君
保育園長	藤井小百合君	空港消防所長	清水豊君

---

事務局職員出席者

事務局長	土谷文康君	書記	鈴木祐君
------	-------	----	------

---

傍聴人（1名）

新井正浩君

---

◎開会及び開議の宣告

○議会事務局長（土谷文康君） おはようございます。議会事務局長の土谷です。

会議に入る前にお知らせいたします。感染症拡大予防のため、マスク着用としておりましたが、5月8日、本日をもってマスクの着用は不要となりましたので、ご了解ください。

では、会議を進めます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。年長の鈴木国忠議員に臨時議長をお願いいたします。

（臨時議長 鈴木国忠君 議長席に着席）

○臨時議長（鈴木国忠君） ただいまご紹介いただきました鈴木です。地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから、令和5年第2回臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎仮議席の指定について

○臨時議長（鈴木国忠君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（鈴木国忠君） 異議なしと認めます。

---

◎議長の選挙

○臨時議長（鈴木国忠君） 続きまして、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（鈴木国忠君） 異議なしと認めます。

それでは、議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（鈴木国忠君） ただいまの出席議員は8名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人は議長が議員の中から指名することになっております。関 真樹君、鈴木佑典君を指名します。よろしく申し上げます。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載されるようお願いいたします。

(事務局投票用紙配付)

○臨時議長（鈴木国忠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（鈴木国忠君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（鈴木国忠君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(1番議員より投票)

○臨時議長（鈴木国忠君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（鈴木国忠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。関 真樹君、鈴木佑典君に開票立会人をお願いします。

(開票、立会人の立会いの下に事務局は開票作業)

---

#### ◎選挙の結果

○臨時議長（鈴木国忠君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票。

有効投票 8 票。

無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、

1 番 清 水 勝 彦 君 3 票

4 番 石 田 隆美智 君 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、4番、石田隆美智君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（鈴木国忠君） ただいま議長に当選されました石田隆美智君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選人を告知いたします。

これにより、現在の議席からではありますが、当選人の議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

石田君。

○4番（石田隆美智君） ただいま選挙により議長に選出させていただきました石田です。よろしくをお願いします。

議長として行政と協力しながら、行政の進める政策に議会として協力していきたいと思えます。それと、皆さんの協力を得ながら議会の運営をしっかりとしていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○臨時議長（鈴木国忠君） これで臨時議長の職務は全て終了しました。

それでは、石田隆美智議長、議長席にお着き願います。

(議長 石田隆美智君 議長席に着席)

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（石田隆美智君） それでは引き続き、日程を進めます。

日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

それでは、議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（石田隆美智君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人は議長が議員の中から指名することとなっ



ておりますので、関 真樹君、鈴木佑典君を指名します。よろしく申し上げます。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載されるようお願いいたします。

(事務局投票用紙配付)

○議長（石田隆美智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

○議長（石田隆美智君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（石田隆美智君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(1番議員より投票)

○議長（石田隆美智君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。関 真樹君、鈴木佑典君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票、立会人の立会いの下に事務局は開票作業)

---

#### ◎選挙の結果

○議長（石田隆美智君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票。

有効投票 8 票。

無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、

6 番 小 林 正吾郎 君 5 票

7 番 鈴 木 佑 典 君 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、6番、小林正吾郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（石田隆美智君） ただいま副議長に当選されました小林正吾郎君が議場におられます。  
会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選人を告知いたします。

これより、現在の議席からではありますが、当選人の副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

小林君。

○6番（小林正吾郎君） ただいま議員各位のご推挙により、神津島村議会副議長に就任いたしました小林です。

微力ではございますが、石田議長を支えるとともに、皆様のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営と本村のさらなる発展、活性化に努めてまいる所存です。議員の皆様並びに村長をはじめ執行部の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石田隆美智君） ありがとうございます。

---

#### ◎議席の指定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、議席の指定についてを議題とします。

議席については、会議規則第4条の規定によって議長が指定することとなっております。

議席を発表する前に暫時休憩としますので、よろしく願いします。

暫時休憩。

(午前 9時50分)

---

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

(午前10時20分)

---

○議長（石田隆美智君） それでは、日程第4、議席の指定について議席を読み上げます。

1番	小林正吾郎君	2番	清水勝彦君
3番	清水勉君	4番	鈴木佑典君
5番	関真樹君	6番	中村親夫君

7番 鈴木国忠君 8番 石田隆美智、私です。  
ここでお諮りします。

日程第4、議席の指定については、このように決定したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

では、議席の移動をお願いいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、1番、小林正吾郎君、2番、清水勝彦君を指名します。よろしく  
お願いします。

---

#### ◎会期の決定について

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第6、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日としたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日に決定いたしました。

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題と  
します。

これは、議会委員会条例第2条の規定に基づき、総務文教委員並びに経済民生委員を選任  
するものです。

選任については、条例第5条第2項の規定によって会議に諮り、議長が指名することとな  
っております。

それでは、事務局は常任委員会の委員構成について発表してください。

議会事務局長、土谷君。

○議会事務局長（土谷文康君） それでは、常任委員会の構成委員について発表いたします。

初めに、経済民生委員会の構成委員です。清水勝彦議員、鈴木佑典議員、関 真樹議員、小林正吾郎副議長です。

委員長は清水勝彦議員、副委員長は鈴木佑典議員となります。

続いて、総務文教委員会の構成委員です。清水 勉議員、中村親夫議員、鈴木国忠議員、石田隆美智議長。

委員長は清水 勉議員、副委員長に中村親夫議員となります。

以上となります。

○議長（石田隆美智君） ただいま事務局より常任委員会委員の構成を発表いたしました。発表のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員の編成については、事務局から発表のとおり決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員についても、村議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき議会に諮り、議長が指名することとなっております。

なお、議題については入っておりませんが、議会だより編集委員会についても編成したいと思えます。

それでは、事務局から議会運営委員会委員及び議会だより編集委員会の編成について発表してください。

議会事務局長、土谷君。

○議会事務局長（土谷文康君） それでは、議会運営委員会の編成について発表いたします。

議会運営委員会の編成は、鈴木佑典議員、関 真樹議員、鈴木国忠議員、清水 勉議員、小林正吾郎副議長。

委員長は鈴木佑典議員、副委員長に関 真樹議員となります。

続きまして、議会だより編集委員会の編成を発表いたします。中村親夫議員、小林正吾郎副議長、清水勝彦議員、鈴木佑典議員。

委員長は中村親夫議員、副委員長に小林正吾郎副議長となります。

以上、発表します。

- 議長（石田隆美智君） ただいま事務局より、議会運営委員会及び議会だより編集委員会の委員編成を発表しましたが、発表のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会及び議会だより編集委員会の編成については、事務局から発表のとおり決定しました。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第9、同意第3号 「監査委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、前田君。

- 村長（前田 弘君） それでは、同意第3号 「監査委員の選任について」に係る提案理由の説明をいたします。

議会選出の清水 勉監査委員が任期満了となったことに伴い、議会選出の後任といたしまして、関 真樹議員を適任者として同意を求めるものでございます。

関 真樹議員は、平成28年8月に神津島村議会議員に当選されて以来、現在に至っております。また、社会福祉法人つつじ会理事並びに神津島村社会福祉協議会会長の現職として、高齢者の介護福祉や地域社会福祉の向上にご尽力をいただいております。監査委員として適格者であると判断し、提案するものであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、任期につきましては、村議会議員任期の4年間となっております。

以上でございます。

- 議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりましたが、地方自治法第117条の規定により、当該者である関 真樹君の退席を求めます。

（5番 関 真樹君 退席）

- 議長（石田隆美智君） それでは、これから討論を行います。

討論、質疑のある方はしてください。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 討論、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。

日程第9、同意第3号の同意を求める件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本件に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員によって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで関 真樹君の入場、着席を求めます。

（5番 関 真樹君 着席）

○議長（石田隆美智君） 関 真樹君、監査委員に同意されましたので、よろしくお願ひします。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第10、承認第3号 「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、承認第3号 「専決処分の承認を求めることについて」 ご説明いたします。

今回は、国の令和5年度税制改正におきまして地方税法が改められたことにより、本村税条例の改正を行うものでございます。

なお、4月1日施行で地方税法の改正があったことから、3月31日に専決処分をさせていただいております。

主な内容といたしましては、住民税などにおける納入通知書に関する事項、固定資産税におけるわがまち特例に関する規定の整備、軽自動車税における環境性能割や種別割に関する事項が主な内容となっておりますが、今回も本村に直接的な影響がない改正となっております。

それでは、詳細内容につきまして、会議資料の新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

資料上段、第46条から、新旧対照表4ページ中段、101条にかけての条文につきましては、住民税、法人税、たばこ税などの納入通知書に関する規定となりますが、今回、地方税法の改正に伴い、税の納付に当たりQRコードによる納付が可能となったことから、各規定ともQRコードが表示された通知書の様式を条文に追加するものでございます。

ページが変わりまして、新旧対照表の4ページの中段、附則第8条をご覧ください。

こちらは、現在、肉用牛の売却をした場合、住民税や所得税の一部が免除されることとなっておりますが、今回の地方税法の改正によりまして、令和9年度までその特例が延長されることとなり、本村税条例の改正を行うものでございます。

なお、本村における該当法人等はございません。

続きまして、新旧対照表の5ページ中段、第10条の2をご覧ください。

この条文は、新旧対照表上では7ページにかけて記載されております。固定資産税におけるわがまち特例について規定している条文となっております。今回、地方税法の改正に伴いまして適用法の項ずれが生じたことに伴い、新旧対照表の7ページの22号まで本村条例を改正するものでございます。

また、同じく7ページの24号、こちらにつきましては、同じく税法改正によりまして大規模改修工事を行う特定のマンションに対してわがまち特例が新設されたことに伴い、本村税条例でも条文の追加を行うものでございます。

さらに、同じ7ページから、ページが変わって8ページ中段にかけて、10条の3におきまして12項が新設されております。これは、今回の特定のマンションがわがまち特例の適用を受ける際の申請について規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表9ページをお願いいたします。

附則第10条の4でございますが、これは平成28年4月に発生しました熊本地震に対する固定資産税の特例となります。今回、税法改正に伴いまして、その適用を令和6年度まで延長する改正となります。

同じく9ページ中段から11ページの中段にかけましては、附則第10条の5となります。これは、令和2年7月の九州地方で発生しました豪雨に対する固定資産税の特例となり、その適用を受けようとする際の規定を設けたものとなります。

続きまして、新旧対照表、同じ11ページ中段左側、附則第15条の2でございます。

この条文は、軽自動車税の環境性能割といいまして、自動車の購入時の取得価格に対し課税される税金、その規定となっております。この環境性能割の軽減措置が令和3年12月31日

まで適用されておりましたが、現在はその適用期間が既に終了していることから、規定から削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表12ページ下段、附則第16条第2項をご覧ください。

こちらにつきましても、軽自動車税の種別割に関する規定です。現行ですと、燃費環境基準を満たす一部の車両につきましてはおおむね75%軽減されておりますが、税法改正に伴いまして、その規定を令和8年3月31日まで延長するものでございます。

ページが変わりまして、新旧対照表13ページでございます。

上段左側、現行規定欄第3項から第5項におきましても、軽自動車税の種別割における軽減措置の規定となっておりますが、税法改正に準じまして、既に期限が終了しているものを規定から削除するものでございます。

続きまして、14ページ中段右側、改正後、この第3項でございます。

こちらにつきましても軽自動車税の種別割における軽減措置の規定となり、一部車両についてその適用を令和8年3月31日まで延長するものでございます。

続きまして、15ページ上段右側、改正後の第4項でございます。

こちらにつきましても軽自動車税の種別割における軽減措置の規定でございますが、こちらにつきまして、税法改正に伴い、おおむね25%軽減される一部車両について、その適用を令和7年3月31日まで延長するものでございます。

同じ15ページ下段、附則第17条の2から16ページの同条第2項にかけては、優良住宅等の土地の長期譲渡所得に係る課税特例といたしまして、今回の税法改正に伴い、適用期間を令和8年まで延長するものでございます。

なお、本規定に該当する本村の事例はございません。

続きまして、17ページをご覧ください。

17ページ、附則の第24条、こちらは新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例ですが、今回地方税法の改正に伴い本村税条例も文言修正を行うもので、内容の変更はございません。

以上、承認第3号の説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑をしてください。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）



○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第10、承認第3号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認いたします。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第11、議案第27号 「令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 負担金補助及び交付金のところの子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）150万円、こちら先ほど課長が児童1人に5万円とあったんですが、何世帯分になるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳証君） 負担金補助の対象見込みの児童数、世帯数ではなく児童数になりますが、30名分掛ける5万円となっております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 同じところなんですけれども、こちらはプッシュ型で給付が行われるのかどうか、それから現金なのか、商品券みたいなものなのか。あとは給付の時期なども分かりましたらお知らせをお願いします。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳証君） これは、ひとり親世帯以外の方については村が対象者に直接振り込む形を取ります。家計急変世帯というのも対象になりますので、その方々には令和6年2月までに申請があった場合に振り込むという形になっております。議決されまして、5月中

には支給したいというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先ほど課長が、家計が急変した世帯というお話があったと思うんですけども、その申請は個人が、住民が行うということによろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳柁君） 今までの給付金もそういう対応を取っておりましたが、家計が急変している、収入が減っているという世帯については申請いただいて、審査をした上で給付という形を取っております。

○議長（石田隆美智君） 質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第27号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（石田隆美智君） ここで、前田村長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 議長の承諾をいただきまして、改選後の初議会ということで、一言ご挨拶をさせていただきます。

まず初めに、今回の村議会議員選挙におかれましてご当選なされました皆様、誠におめでとうございます。

さて、一般的によく議会と行政は車の両輪のごとしと、このように例えられますが、「議員必携」を見てみますと、議会の使命として二つ挙げられております。第1に、地方公共団体の具体的政策を最終決定すること、第2に、議会が決定した政策を行政は適法、適正、公平、効率的にかつ民主的に執行されているかどうか批判し、監視するとされております。

神津島村をさらに活性化するために、議会の持てる機能を十分に発揮していただき、時に

はブレーキをかけ、また時にはアクセルを踏み込むなど、文字どおりの車の両輪のごとく共に前進していただければと思っております。

村は必要最小限の経費で最大の成果が上げられるよう、職員一同一丸となって神津島村の執行、行政の運営、図ってまいりますので、村議会議員皆様には引き続きご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

お時間をいただきましてありがとうございました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君）　　ここでお諮りします。

本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　　異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和5年第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 鈴木 国 忠

議 長 石 田 隆 美 智

署名議員 小 林 正 吾 郎

署名議員 清 水 勝 彦

## 議案等審議結果一覧

令和5年第2回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第3号	監査委員の選任について	5.5.8	原案同意
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (神津島村税条例の一部を改正する条例)	〃	原案承認
議案第27号	令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算(第1号)	〃	原案可決